

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬及び処分業務委託契約書

【収集運搬・処分用】

収入印紙

排出事業者 福山地区消防組合 (以下「発注者」という。) と、

収集運搬・処分業者 (以下「受注者」という。) は、
発注者の事業所が排出する産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して、次のとおり処理委託
契約を締結する。

(委託業務)

第1条 発注者は、産業廃棄物を処理するに当り、第3条に定める産業廃棄物の種類及び数量を第12条に定める委託契約期間に限り、受注者にその収集運搬及び処分業務を委託する。

(許可証の写しの添付と許可の確認)

第2条 受注者は、本契約を締結するに当り、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく本契約の業務に係る受注者の産業廃棄物収集運搬及び処分の両処理業の許可証の写し又は再生利用業の認定証の写しを本契約書に添付する。なお、受注者は、許可事項に変更があった場合は、その都度速やかにその旨を発注者に通知し、本契約書に変更した許可証又は認定証の写しを添付する。

2 発注者は、その許可証又は認定証の写しにより、次の項目及び第3条記載事項が有効であることを確認する。

(1) 収集運搬業

- ア 許可した都道府県又は政令市
- イ 事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）
- ウ 許可番号
- エ 許可年月日と許可の有効年月日
- オ 積替及び保管場所の有無
- カ 積替及び保管場所の所在地及び面積並びに積替及び保管を行う産業廃棄物の種類
- キ 許可条件

(2) 処分業及び再生利用業

- ア 許可した都道府県又は政令市
- イ 事業の範囲（処分方法ごと取扱う産業廃棄物の種類）
- ウ 許可番号

エ 許可年月日と許可の有効年月日

オ 事業の用に供する全ての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、設置許可年月日、許可番号）

カ 許可条件

（委託内容）

第3条 発注者は、次の委託業務の内容に基づき、産業廃棄物の収集運搬及び処分を受注者に委託する。

1 委託する産業廃棄物に係る項目

(1) 産業廃棄物の種類 感染性産業廃棄物

(2) その数量 仕様書のとおり

(3) その排出場所 仕様書のとおり

2 収集運搬及び処分に係る項目

(1) その産業廃棄物の収集運搬及び処分料金 円/L（税抜き）

(2) その産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地 _____

(3) 中間処理産業廃棄物に係り、委託する産業廃棄物の処理が中間処理で中間処理産業廃棄物が発生する場合

ア その中間処理産業廃棄物の最終処分の場所の所在地
別紙のとおり

イ その最終処分の方法 別紙のとおり

ウ その最終処分に係る施設の処理能力 別紙のとおり

3 受注者の資格、能力に係る項目

(1) 受注者の産業廃棄物収集運搬業の許可の事業の範囲（取扱う産業廃棄物の種類）

感染性産業廃棄物

(2) 受注者の産業廃棄物処分業の許可の事業の範囲（処分方法〔取扱う産業廃棄物の種類〕）

焼却 [感染性産業廃棄物] _____ [_____]
_____ [_____] _____ [_____]

(3) 積替及び保管の有無 （ 有 無 ）

ア 積替及び保管場所の所在地 _____

イ その場所に保管できる産業廃棄物の種類

ウ 積替のための保管上限： _____

エ 産業廃棄物が廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の産業廃棄物と混合することの許否

(許 否)

(特別管理産業廃棄物)

第4条 委託する産業廃棄物が特別管理産業廃棄物の場合、発注者は、その特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱う際の注意すべき事項を、あらかじめ文書で、受注者に通知するものとする。

(産業廃棄物管理票)

第5条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

(業務完了報告)

第6条 受注者は、業務期間中、毎月の処理業務を完了したときは、産業廃棄物管理票を遅滞なく発注者に送付しなければならない。ただし、業務完了報告書については契約約款に定める期間毎に報告するものとする。

(処理料金)

第7条 受注者は、第3条に示す契約料金に基づき、収集運搬及び処分料金を3ヵ月毎に発注者に請求することができる。

2 発注者は、産業廃棄物管理票の写しで処理を確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する収集運搬及び処分料金を受注者に支払う。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処理するため、その産業廃棄物についての必要な情報を第3条の必要情報欄に記入し、受注者に示さなければならない。ただし、発注者は、コンクリートがら、木くず等でその形状、性状等が社会的に認知されている産業廃棄物に関する情報提供については、特殊な場合を除き、受注者と協議してこれを省略することができる。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、発注者から受託した産業廃棄物の収集運搬業務又は処分業務を他人に再委託してはならない。

ただし、受注者が、再委託する業者の収集運搬業又は処分業の許可証の写し又は再生利用業の認定証の写しを添えて、再委託する業務が収集運搬の場合には、再委託する産業廃棄物の種類と数量を、再委託する業務が処分の場合には、再委託する産業廃棄物の処分方法ごとの種類、数量及び処分施設の処理能力と所在地、並びに中間処理産業廃棄物が発生する場合には、その最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、及び最終処分に係る施設の処理能力をあらかじめ発注者に通知し、発注者から書面による承諾を得て、廃棄物処理法の定める再委託基準に従い再委託する場合は、この限りではない。

(機密保持)

第10条 発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は、相手方の文書による許諾を必要とするものとする。

(契約の解除)

第11条 発注者及び受注者は、相手方が本契約の条項のいずれか又は関係法令の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除する場合であっても、本契約に基づき発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分を受注者が完了していないときは、発注者及び受注者は、その産業廃棄物を両者の責任で処理した後でなければ、本契約を解除できない。

(契約期間)

第12条 本契約は、2026年(令和8年)4月1日から2027年(令和9年)3月31日までとする。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項並びに本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、その都度発注者及び受注者が誠意をもって協議のうえ、これを決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2026年(令和8年)4月1日

	住	所	福山市沖野上町五丁目13番8号
発注者	商号又は名称		福山地区消防組合
	名	前	管理者 枝 広 直 幹 印

	住	所	
受注者	商号又は名称		
	名	前	印

最終処分場所、方法及び処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(個人情報保護)

第2条 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。

3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(資料又はデータ等の複写及び複製の確認)

第4条 受注者は、業務に係る資料又はデータ等を複写若しくは複製する必要があるときは、あらかじめ、発注者にその確認を求めるものとする。

2 受注者は、この契約の終了後に、前項に規定する資料又はデータ等を廃棄するものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 受注者が業務の処理に関し必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。

(特許権等の使用の責任)

第7条 受注者は、業務の処理に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている処理方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(処理の立会い)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理に発注者の職員を立ち合わせ、又は受注者の履行状況の報告を求めることができるものとする。

2 前項の規定による立ち合い又は報告の結果、発注者は、この契約の目的物について必要があると認めるときは、受注者に対して業務に関する指示を行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の規定により業務委託料を変更する場合は、その変更すべき業務委託料は、発注者の当初設計金額に対する当初業務委託料の割合を発注者の変更設計金額に乗じて得た額とする。

3 第1項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、遅滞なくその理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、第26条第5項の規定は適用しない。

(事故発生時の報告)

第11条 受注者は、この契約の目的物の納入前に事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話をもって連絡するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、業務が完了したときは、別表支払計画に定める期間毎に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の履行報告に基づき検査を行うものとする。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の立ち合いを求め、前項に規定する検査を行うことができる。この場合において、発注者は、検査を行う日時を事前に受注者に通知するものとする。

4 第2項の検査の結果不合格となり、当該目的物について発注者からその補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の通知をして再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については第2項の規定を準用する。

5 第2項の検査及び前項の再検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(業務委託料の支払)

第14条 業務委託料は、実施した業務に対して別表支払計画に定めるところにより、3ヵ月毎に支払うものとする。

2 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の様式による請求書を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。(資料等の返還)

第15条 この契約の目的物の引渡しが完了したとき、又は契約を解除したときは、受注者は、業務の履行に用いたすべての支給用品の残余、貸与品、資料等を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が返還を不要と認めたものについてはこの限りではない。

(データ又は記録媒体等の廃棄)

第16条 受注者は、業務終了後において、業務に関するデータ又はその記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(契約不適合責任)

第17条 発注者は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、その補修、代替物の引渡し、若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、同項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合があることを知っていたとき、又は契約不適合が発注者の故意若しくは重過失により生じたものであるときは、この限りではない。

(発注者の任意解除権)

第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第13条第4項の補正又は第17条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に

- 業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第22条又は第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この号から第12号までにおいて同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ アからエまでのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次号において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- (12) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第21条 第19条各号又は前条第1号から第10号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （受注者の催告による解除権）
- 第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- （受注者の催告によらない解除権）
- 第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第9条第1項の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項の規定により業務の一時中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
- （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第24条 第22条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （解除に伴う措置）
- 第25条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する業務委託料を受注者に支払わなければならない。
- 2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- （発注者の損害賠償請求等）
- 第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。
- (2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第19条又は第20条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 第20条第11号及び第12号の規定により、この契約が解除されたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第19条又は第20条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（損害金の予定）
- 第27条 発注者は、第20条第11号及び第12号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の1に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第13条第6項の規定により当該目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。
- 5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。
（受注者の損害賠償請求等）
- 第28条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第14条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
（賠償金等の徴収）
- 第29条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料その他受注者に支払うべき債務とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
（その他の事項）
- 第30条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別表【支払計画】（第13条及び第14条関係）

	業務委託実施期間	支払の時期
第1期	2026年（令和8年）4月1日から 2026年（令和8年）6月30日まで	各期間中に実施した業務の検査合格後に請求を受けて支払
第2期	2026年（令和8年）7月1日から 2026年（令和8年）9月30日まで	
第3期	2026年（令和8年）10月1日から 2026年（令和8年）12月31日まで	
第4期	2027年（令和9年）1月1日から 2027年（令和9年）3月31日まで	

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬及び処分業務委託仕様書

1 委託名

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集運搬及び処分業務委託

2 委託目的

福山地区消防組合における、救急活動等で排出される産業廃棄物「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により特別管理産業廃棄物に指定されている感染性廃棄物」の安全かつ適正な収集運搬及び処分業務の確保を目的とする。

3 委託場所

福山地区消防組合が指定する場所とする。詳細については、別表のとおりとする。

4 委託内容

- (1) 収集運搬は、月1回の収集とし、収集時毎に次回使用する容器を収集場所に配付する。
- (2) 運搬車両は、特別管理産業廃棄物が飛散、流出及び悪臭が漏れるおそれのない構造を有すること。
- (3) 排出容器は、プラスチック製メディカル容器50リットルで密閉でき、損傷しにくいものであること。
- (4) 受注者は履行期間中、排出容器の開閉をフットペダルにより行うことができる排出容器スタンドを各収集場所に貸し出しすること。
- (5) 年間排出量見込み 約42,170リットル（過去5年間の平均）
- (6) 年間排出量実績（参考）

2021年度	39,000リットル
2022年度	62,250リットル
2023年度	39,650リットル
2024年度	35,100リットル
2025年度	34,860リットル（見込み）

5 履行期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

6 その他

- (1) 契約単価は1リットル当たりの単価とする。
なお、単価には容器、収集運搬及び処理の費用を含むものとする。
- (2) 廃棄物の適正な処理については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理すること。
- (3) 緊急時における関係者の連絡体制を明確にしておくこと。
- (4) 処分については、容器のまま焼却施設で焼却処理しなければならない。
なお、残さは埋め立て処理するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じたときは、別途協議し決定する

収集場所名	住所
南消防署	福山市沖野上町五丁目13番8号
北消防署	福山市奈良津町二丁目1番1号
北消防署駅家分署	福山市駅家町大字万能倉567番地4
東消防署	福山市引野町北四丁目23番9号
西消防署	福山市松永町三丁目21番77号
芦品消防署	福山市新市町戸手780番地10
深安消防署	福山市神辺町川北1402番地1
府中消防署	府中市府中町堤外119番地1

①落札者の運搬許可証及び処分許可証を添付

②最終処分場の処分許可証を添付